

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第1回遵守委員会会合報告書

2006年10月8-9日
日本、宮崎

第1回遵守委員会会合報告書

2006年10月8-9日

日本、宮崎

議題項目 1. 開会

1.1 歓迎の辞

1. 遵守委員会のウッド議長は、第1回遵守委員会出席者を歓迎するとともに会議を開会した。

1.2 代表の紹介

2. 各代表団は会議の出席者の紹介を行った。出席者リストは別紙1に掲載。

1.3 議題の採択

3. 合意された議題は別紙2に掲載した。議題項目6と7に関連する問題を議論する時間を確保するために、議題項目1から5に費やす時間を最小に留めることが合意された。

1.4 会議のアレンジ

4. 事務局長が会議のアレンジを発表した。
5. 合意された文書リストは別紙3に掲載。

議題項目 2. 遵守委員会付託事項

2.1 委員会の機能

6. 議長は合意された遵守委員会の機能について説明した。
7. 機能についてコメント及び勧告すべき変更はなかった。

2.2 手続規則

8. 遵守委員会の手続規則に関するコメントはなかった。

議題項目 3. 措置の状況

3.1 事務局からの報告

9. 事務局長から、月別漁獲報告、統計証明プログラム及び許可船リストを含む管理措置の遵守に関する文書 CCSBT-CC/0610/04 の説明がなされた。当該文書は、主に報告要件(情報の完備性、期限、他)の遵守について報告しており、提供されたデータの正確性についてのものではない。
10. 事務局長は、メンバーと協力的非加盟国による報告は、メンバーに要求されている事を気づかせること及び提供された情報における誤記や記載漏れといった訂正箇所を特定したり、探し出すことについて、事務局に多大に依存しているとした。事務局長は、事務局がこの役割を果たさなかった場合、情報の質が相当に低下するということ及びこの事実を、監視・管理・取締(MCS)措置の検討に際して、考慮する必要があるという意見であった。

3.2 加盟国及び協力的非加盟国からの報告

11. オーストラリアは自国 SBT 漁業のレビューにつき報告を行った(CCSBT-CC/0610/SBT Fisheries-Australia)。
12. 日本は、オーストラリアの報告について以下の点について明確にすることを求めた:
 - 何年かにおいて遊漁漁獲量の推定に不十分なデータしかない理由。
 - オブザーバーがログブックデータを確認するのか否かを含め、豪州 SBT 漁業のどの段階で漁獲の確認を行うのか。
 - オブザーバーによる表層漁業の漁獲量推定の正確性はどれほどか。日本はオブザーバーによる漁獲量推定の正確性の確認が必要であるとした。
13. これらの質問について、オーストラリアは以下のとおり回答した:
 - オーストラリアは遊漁を対象としてモニタリングするプログラムを有していない。1998年から2002年の遊漁による漁獲量については、独立調査が行われ、当該期間に推定値を提供したすべての遊漁について全国規模の電話インタビューを行った。オーストラリアは現在遊漁による漁獲の特性をさらに理解するための方法を模索している。
 - 洋上において SBT が漁獲され曳船用いけすに移される際に日別報告がなされ、漁獲量は一時的に割当量から差し引かれ洋上における推定漁獲量の基礎となる。曳航は VMS、日別報告及びオブザーバーにより監視される。公式の計数はいけすの入口で行われ、それに従い割当量が調整される。また、オブザーバーは推定漁獲量を提供するが、独立したチェックのため、漁業者の操業日誌とは独立している。
 - オブザーバーデータ以外にも漁船の漁獲情報の確認に使用されるものがある。漁業取締官は、漁獲量の確認のため船上においてランダム・チェックを実施している。さらに、最終漁獲が確定する成育用いけすへの移送時に、計数されサンプリングされる。暫定漁獲量と最終漁獲量の顕著な差は、割当量から控除される。

14. 韓国、台湾及びニュージーランドは、それぞれ CCSBT-CC/0610/SBT Fisheries-Korea、CCSBT-CC/0610/SBT Fisheries-Taiwan 及び CCSBT-CC/0610/SBT Fisheries-New Zealand に基づき、漁業のレビューにつき報告を行った。
15. 日本は漁業のレビュー(CCSBT-CC/0610/SBT Fisheries-Japan) の報告とともに、2006年4月1日から施行された新たな管理制度の詳細な解説と、CCSBTでの新タギング制度の提案を行った。日本のプレゼンテーションは別紙4に掲載、また新管理制度については以下に概略する。
 - 漁獲管理制度は、オリンピック方式からクォータを主対象枠及び混獲枠として個別の漁船に配分する個別割当(IQ)制度へ変更した。142隻が個別割当の配分を受け、最小は混獲枠の0.6トン、最大で50トンであった。割当は、水産庁によって移譲のための明白な許可が与えられることを条件とした同一企業の船間を除き、移譲は不可である。
 - 漁獲されたすべてのSBTはタグを付される。タグには、漁船のコールサイン及びシリアルナンバー(当該船舶が使用するタグを表す一連のもの)が記載されている。さらに、大半の漁船は、自主的にタグナンバーを紙に記載したものを凍結前の魚体に付している。このことはタグが紛失した際のバックアップとなる。
 - 漁船がSBTを漁獲した日に、尾数、魚体に付したタグのシリアルナンバー、体長/体重、漁獲位置及び投揚縄の日時を内容とするリアルタイムモニタリングプログラム(RTMP)報告を水産庁に送らなければならない。
 - 漁船は、SBTの水揚げ及び転載の最低10日前までに水産庁へ通知しなければならない。尾数と一連のタグナンバーを報告しなければならない。
 - 漁獲物は日本国内の8指定港で水揚げしなければならない(5港が東京地区、3港が静岡地区)。過去にはランダムな検査であったが、現在はすべての水揚げが水産庁の検査官によって検査される。そのため、検査官が増員されている。SBTを指定港以外で水揚げした場合、漁業者への罰則が適用され、指定港以外での水揚げを含む新制度に反して漁獲されたSBTを購入した場合、バイヤーへ罰則が適用される。
 - 個別割当は年ごとに配分され、売却や買い取りの仕組みはなく、日本国政府が再配分の権利を保有している。
16. SBT漁獲管理のための新システムの理解のため、いくつかの質問が日本に向けられた。それらの質問は以下を含む:
 - 罰則や取締りの内容及び担保法律の名称を含む、新たな制度の土台となる日本の法律のステータスと体系。
 - タグの供給と配布の方法。
 - タグの不正入手、偽造及び変造をいかに防ぐか?
 - 指定8港及び指定港以外の港における水揚げの監視をどのように行うのか?
 - 漁獲時と水揚げ時において報告される重量の確認手続き。

- 新制度において、公式な漁獲量を記録するための最も重要なメカニズムはどこか?
- タグの未装着魚が市場に流通することは可能か?
- タグ購入費用を除く新システムの管理費用は?
- どのように転載を管理するのか?
- 投棄魚の管理。
- 検査回数を含む取締船の運行状況及び日本漁船と外国籍船の検査手続き。

17. 上記質問に対し、日本は以下のとおり回答した:

- 法律的な枠組みとしては、漁業法に基づき新管理制度が規定、施行されている。日本語の法律文は入手可能。
- 使用されるタグは0.6ドルで漁業者が購入するが、それ自体を遵守の文書とする意図はない。それらの価値は、日本に水揚げされる SBT と制度の遵守状況を水産庁が監督する目的のために、個々の魚と漁獲した漁船を確認することにある。
- 日本は、すべての SBT の水揚げが 8 指定港に限定されており、制度が機能することを確信している: SBT を積むすべての船舶の積荷は制度によって網羅されており;非指定港における違法水揚げを隠すことはできず;さらに非遵守行為に対し懲役を含む非常に厳しい罰則が科せられている。
- 新たな管理制度は、VMS、RTMP、オブザーバープログラム及び取締船といった現行の日本の措置に付加して適用されている。

18. 日本は、また、CCSBT が類似のタギングプログラムを実施することを提案した。タギングのプロセスとタグの形態は SBT 漁業の特徴に応じて多様なものとなるにせよ、漁業の全課程で個別の SBT をモニターしようとした。

議題項目 4. 遵守委員会の必要情報

19. 遵守委員会に提出する年次報告に関する情報については、十分に議論する時間がなかった。
20. ニュージーランドは、遵守に関する情報は極めて高い透明性が必要とされ则认为しているが、年次報告に必要な情報につき適切な議論を行うには遵守委員会の進展の観点から時期尚早の感が否めないとした。
21. 台湾は、収集されたデータ(月別漁獲報告及び貿易情報スキーム報告)についての報告書に加え、メンバーによる義務の遵守状況に関する報告書が事務局から提出されるべきであると考えている。また、さらなる報告要件がないのであれば、事務局はメンバーに対し遵守委員会のために現在合意されている報告要件の概要を提供し、将来的に何を遵守委員会に対し報告すべきかについて勧告を準備すべきであるとした。

22. オーストラリアは、日本の 2006 年 1 月から 7 月の月別データ報告において矛盾があると指摘し、説明を求めた。
23. 日本は、情報の取りまとめに関する単純なミスであると回答した。

議題項目 5. 措置の遵守に関する評価

24. 議題項目 5 については、CCSBT 管理措置への遵守状況という事務局からの報告及びメンバーの活動に関する国別報告書が議論された議題項目 3 の議論の中で取り扱われたことが留意された。一方で、CCSBT による SBT 漁業の管理に関する現在の難局は、措置が合意された時に適切であると思われても、当該措置が不十分かつ効果的でないことを示しているとした。漁業のすべての要素をモニターするより良いシステムが必要である。
25. SBT 漁業のモニタリングを改善するため、メンバーから提案された措置については、議題項目 6 の討議で個別に取り扱っていくことが合意された。
26. オーストラリアは、漁獲量と努力量に関する詳細かつ正確なデータは科学委員会の作業と委員会による持続可能な TAC の設定にとって、不可欠であると強調した。正確な情報がなければ、資源は大きな脅威にさらされる。オーストラリアは、過去 10 年間、資源量調査におおよそ 5000 万ドルを投じたが、相当数の過剰漁獲によって、今になってそれが無駄であったことが分かった。オーストラリアとしては、この問題を正し、将来において、適切なモニタリング・管理・監視が実施されることが確保されるよう努めたいとした。

議題項目 6. 今後の作業計画

27. 議長は、科学委員会(SC)議長に対し、必要とする情報について報告を求めた。
28. SC 議長は、自らのコメントは科学的な考察に限定し、設定された TAC 内に漁獲を制限するために効果的な措置を導入するという漁業委員会の最も重要な役割についてはコメントしないとした。委員会が科学委員会に対し SBT 資源の状況について信頼しうる助言と持続的な TAC レベルに関する勧告の提供を期待するのであれば、科学的プロセスには一定のデータが必要不可欠であると述べた。さりながら、SC は、SBT の漁獲量、努力量及び体長組成に関する信頼できるデータはもとより、当該データの信頼性に関する情報も必要としている。特に、提供データの以下のよう側面に関する情報が必要とされている:
 - カバレッジ (水域と漁船).
 - 統計的精度 (又はバイアス).
 - 正確性 (又は不確実性).

29. SC 議長は、SC11 報告書にはいくつかのパラグラフにおいて、漁業指標 (パラ 16、23)、管理手続きに使用されるインプットとインデックス (パラ 44 から 49) 及びデータの確認要件 (パラ 64 から 65) に関連する要件が明確にされていることを指摘した。SC は、評価を行い管理助言を作成するために SC が必要とするデータに関するアドバイスについて遵守委員会議長のリクエストに対し、明確な回答を用意した。SC の回答は SC11 報告書パラ 75 から 78 に要約されている。
30. 具体的な SC のデータ要件は、SC11 報告書のパラ 77 に列挙されている。全体を代表する体長組成データに加え、船団及び水域毎の漁獲量、水揚量及び投棄量を含む基本となるデータは、正確でなければならない。報告漁獲量に対しバイアスのかかっていない CPUE 推定値を得るために、十分な努力量データが漁獲データと関連づけられなければならない。これらのデータは、統計的精度及びデータの正確性を確認するために相応しいシステムによってカバーされることが重要である。SC は、そのような確認の実施に関し委員会が使用可能な多くの手段があるとした。
31. 会議は、SC 議長からの助言に留意するとともに、科学的プロセスを形成する情報の改善がなければ、SBT 資源は危険な状況であり続けることを認識した。
32. かかる状況のもと、ニュージーランドとオーストラリアは、統合的な MCS 制度の広範な概要を規定した CCSBT-CC/0610/05 及び CCSBT-CC/0610/07 を提案した。多くの共通のテーマが提案された：
- 単独の措置では委員会の目的を達成は困難であり、MCS 措置は統合されたパッケージでなければならない。
 - 提供される情報の信頼性について確信がなければならない。
 - すべてのメンバーに対する一貫性。
 - 費用対効果。
 - 取締りのための過度の負担を課してはならない。
 - CCSBT13 で検討するための具体的な勧告の作成に向けた現実的で緊急のタイムテーブルの採択。
 - 確認プロセスのレビュー。
33. オーストラリアは、休会中に本作業を実行する作業グループを創設し、2007 年 1 月の日本、神戸におけるまぐろ地域漁業管理機関会合において、CCSBT が困難な問題に取り組んでいることを公表するよう提案した。
34. 日本は、本件が野心的な議題の一つであり、個々の漁業ごとに異なる要素により、様々なアプローチが必要となる可能性があることを述べた。本件を取り扱う作業グループの創設は支持するが、神戸会合までに実質的な進展を見ることは困難であろうとした。
35. 議論は、CCSBT モニタリングプログラムの改善に関するメンバーの個別の提案へと移行した。

36. オーストラリアは、委員会が以下の措置に関連した決議案に加え、統合的な MCS システムの一環として採択すべきと考えられる措置についての文書を提出した。これらは、漁獲証明制度(CCSBT-CC/0610/08)、商取引の間の魚種同定及び原産地確認のための遺伝子の活用(CCSBT-CC/0610/10)、中央管理型 VMS(CCSBT-CC/0610/12)、国際オブザーバー計画(CCSBT-CC/0610/13)、ネガティブリストを含めるための漁船登録の変更(CCSBT-CC/0610/13)、転載(CCSBT-CC/0610/14)、乗船検査(CCSBT-CC/0610/15)及び入港国による措置(CCSBT-CC/0610/16)で構成される。

37. 以下のコメントはオーストラリアからの提案に関するものである:-

- 漁獲証明制度(CDS)について:
 - オーストラリアは、過去2年にわたって入手した情報により TIS が不十分であることが明らかになったと述べた。CDS は、どこで、またはどのメンバーが漁獲しようとするすべての SBT を追跡すべきとした。また、CDS は自国の管轄権のもとで水揚げされ、販売される自国漁船の漁獲物も包含することが肝要とした。
 - オーストラリアは、CCSBT と CCSBT メンバーが名を連ねる他の地域漁業管理機関によって、CDS に関する多くの作業が既に行われているとした。
 - 日本は、ロット毎ではなく個々の魚毎に管理しており、新タギングシステムは CDS よりも現実に即しているとした。また、日本は、CDS は第3国が関係する際に問題があることに言及し、費用対効果及び CDS で見込まれる成果を個別魚タギングのようなシステムと比較すべきと論じた。さらに、個々の漁業分野に相応しい管理システムを選択する余地があって然るべきとした。
 - 台湾は、CDS と個別魚タギングシステムのどちらも遵守に関する課題を解決することになると考えているが、コストの問題が重要であり、2つのシステムである必要はないという印象を持っているとした。
 - ニュージーランドは、CDS コンセプトの支持を表明し、本件について CCSBT13 のために準備した CCSBT における CDS を進展させるためのプロセスを推奨した文書(CCSBT-EC/0610/36)の特徴について概説した。
- 商取引の間の魚種同定及び原産地確認のための遺伝子の活用について:
 - オーストラリアは、遺伝子技術が魚種の同定ミスの確認、特に加工後において、有効であるとした。
 - オーストラリアは費用対効果の重要性を認めた。しかしながら、現在の深刻な資源悪化及び持続的レベルまで回復させるという喫緊の義務のため、これらの措置は不可欠あるとした。
 - 日本は、決定要因は技術の費用対効果であるとした。経験上、一サンプルのフィンガープリントにかかるコストは約 1,100 ドルと述べた。

- 台湾は、日本の発言を支持し、改めて遵守措置は費用対効果が高いことが重要とした。
- ニュージーランドとオーストラリアは、時間がたてばこれらの技術はより経済的になるとし、オーストラリアはサンプルが十分確保され遺伝的調査法が開発されれば、分析費用は約 20 ドル程度まで安くなると述べた。
- 中央管理型漁船監視システム (VMS)について:
 - オーストラリアは、中央管理型 VMS が IUU 対策に有益であるいくつかの事例を示した。
 - 日本及び台湾は、漁船の管理は旗国の管轄であり、中央管理型 VMS には合意できないと述べた。また、VMS から疑義のある行動を確認し、適当な行動(取締船の派遣のような)を指揮する立場にあるのは、事務局より旗国が相応しいと考えた。最も重要な問題は、VMS を義務付けることであり、中央管理とすることではないとした。船舶の位置確認が求められるような特定のケースでは、旗国が事務局に情報を提供することもできるとした。
 - オーストラリアは、VMS は透明性確保に不可欠なものであり、中央管理型 VMS により旗国による漁船管理の裁量が減ずることはなく、むしろ期待が高まると述べた。
 - 単に公海上の漁船のみに VMS を要求するのか、あるいは近海で操業する漁船を含むのか否かについて、議論された。また、VMS 搭載が要求される漁船の大きさについても論じられた。オーストラリアは、最低限、公海では要求されるべきであり、また IOTC のような 20m 規制が適当とした。
- 国際オブザーバー計画について:
 - 本項目の議論は、コンセプトについて大部分は作業が完了しており、CCSBT10 で合意された”CCSBT 科学オブザーバー計画規範”という文書に確認できるというオーストラリアの主張への反論に終始した。今求められているものは、CCSBT により実施されすべての漁船に適用される CCSBT が管理・公認する独立したシステムである。現行のオブザーバー計画は、日本の市場に存在した大量の過剰漁獲を見抜くのに効果を発揮しなかった。
 - 日本は、当該措置を検討するにあたりより生産的なアプローチは、まず初めに、現行のアレンジメントのパフォーマンスレビューを実施することであろうとした。さらに、投揚縄にリンクしたビデオカメラ機器を使用するような、代替可能なより費用対効果の高い手法について言及した。日本は、これらを理由に、国際オブザーバーの提案を支持できないこと及び、補完的な行動を通じた現行措置の改善を検討することがより生産的な方法であると考えているとした。
 - 台湾は、原則的に日本の主張を支持したが、ビデオカメラ機器についてはさらなる評価が必要と指摘した。

- ニュージーランドは、現行のアレンジメントが効果的ではないこと及び提案は単に認定と監査のプロセスであるとしたうえで、オーストラリアの提案に概ね合意した。また、実施は困難なものではないとした。
- “ネガティブリスト”を含めるための漁船登録の変更について:
 - オーストラリアは、すべてのメンバーが現在オブザーバー計画を有するとしても、日本の市場には非常に多くの過剰漁獲が見受けられると発言した。現行の計画では過剰漁獲を確認することはできず、機能していないことが明白である。オーストラリアとしては、オブザーバー計画においては正確な漁獲量と努力量情報が提供されることへの配慮が必要であると確信しているとした。
 - メンバーは、ネガティブリストにはいくつかの問題があること、そして同リストの骨子には操業責任者と実質上の所有者を考慮する必要があることに留意した。また、ネガティブリストから削除するためのメカニズムを含まなければならない。
 - 現行のポジティブリスト(許可船リスト)を維持することを条件として、ネガティブリストの実施につき反対はなかった。
- 転載について:
 - オーストラリアは、転載の管理は重要な問題であり、メンバーはまぐろ漁獲物のロンダリングの源として認識しているとした。
 - オーストラリアは、似たような措置が ICCAT、WCPFC 及び IOTC において議論されていると述べた。日本は、ICCAT での議論において主要な役割を果たしている。
 - ニュージーランドはオーストラリアの提案を支持した。転載はリスクの高い分野として取り扱われねばならないとした。
 - 台湾は、IOTC が転載の管理を導入するという決議を採択しており、インド洋においては、IOTC と同じタイムフレームで協力的に行動することが望ましいとした。
 - 日本は、CCSBT が条約水域を有しておらず、そのことが地理的な仕様に依存した措置の範囲を制限するかもしれないという事実に関連した法律的問題があるかもしれないと指摘した。また、地域漁業管理機関は、メンバー国以外に置籍する商船の管理を実行することができないことを指摘した。
 - オーストラリアは、商船については困難性が伴うとするも、IUU 漁獲の主要なルートであり何らかの措置をしなければならず、また同様の行動が他の地域漁業管理機関で優先すべき事項となっていると述べた。ニュージーランドは、合意するとともに、可能な解決策は CCSBT 許可漁船が転載することが可能な運搬船を管理するという措置を導入することであるとした。
- 乗船検査について:
 - オーストラリアは、乗船検査は効果的な漁業管理を確保するための重要な MCS の手段の一つであると述べた。オーストラリアは、公

海及び EEZ においてメロの違法漁獲に従事していた IUU 漁船への乗船を実施し、これらは成功裏に刑事訴追することができた。

- 台湾は、本件は非常に微妙な問題であり、合意することは困難であるとした。
 - 日本は、台湾船に乗船することの法的困難性につき追加説明したうえで、問題が微妙であるという台湾の意見に同意した。また、CCSBT の規定のもとでの公海の乗船検査は、CCSBT は条約水域を持たず、地域漁業管理機関の条約水域を地理的エリアとしてカバーするよう制限した国連公海漁業協定の解釈とも関係する問題があるとした。
 - さらに、日本は乗船検査において、いやがらせや圧力が生じないことを担保するメカニズムの創設が可能か否かについて問題を提起した。
 - 日本は、乗船検査にかかる提案を進展させる前に、これらの問題を取り扱うべきであるとした。
 - 入港国の措置について:
 - 日本は、CCAMLR において、あるメンバーが入港国措置を部分的に導入できず、解決策として CCAMLR 措置は義務化されなかったという事例を指摘した。
 - 日本は、自国法のもとで違法行為が起こりえないとしても、この分野における措置担保の国内法上の障害を例証した。
 - ニュージーランドは、前述のような困難に直面したことを認めたいうえで、所要の法的当局に権限を付与するよう法改正を行ったとした。
 - オーストラリアは、様々な個別の措置についてのコメントは、措置にはある程度の幅が必要である理由を説明していると述べた。
38. 日本は、オーストラリアの表層漁業の漁獲量推定は間接的手法に基づいており、SBT 漁獲量を算出するために直接的手法を用いる提案を主張した。提案(CCSBT-CC/0610/34-rev1)は以下を含む:
- まき網の中にいる間に漁獲量を定量化する魚群探知機の使用。
 - 独立した者が深場から小型のまき網でサンプルを採取する。サンプルによって、SBT 漁獲時の体重減と死亡率を得られる。
 - SBT の年齢組成、他魚種の混獲及び漁獲死亡率を推定するために、ダイバーがビデオモニタリング技術を使用する。
 - 曳船用いけすから成長用いけすへの移送時に、ダイバーによってすべての魚に標識を装着する。個々の標識装着魚の体長をビデオにより記録するために、移送トンネルの中程に、目盛りを刻んだホワイトボードを設置。10 尾毎に異なる色の標識を使用すれば、標識番号とビデオモニター上の魚とを照合することが容易になる。
 - 上記提案の適用により、日本は個別魚ベースで表層漁業漁獲の管理が可能となると確信している。

39. 日本は、文書 CCSBT-CC/0610/34 の改訂版を提出した。当該文書により、原文の範囲は以下を含むかたちで拡張した：
- 体重と体長は移送時に記録され CCSBT 事務局に報告されなければならない。
 - 事務局に蓄養施設に関する一連の情報を報告。
 - 輸出される蓄養まぐろが、移送時に付され TIS フォームに記載されているものと同じ番号を有する標識を持つことを、蓄養業者は確保する。
 - 科学委員会は、成長率、曳航による体重減及び 40 尾サンプルにおけるバイアスについて科学的試験を実施する。
40. オーストラリアは、日本による管理システムの改善とそれに続く声明を歓迎し、以下のとおり回答した。

回答にあたり、4つの基本的なポイントを指摘した：

(1) CCSBT 蓄養レビューパネルの一致した見解として：

“オーストラリア漁業管理局 (AFMA) が、オーストラリアのみなみまぐろ蓄養事業の規制当局である。全過程において一切がモニターされ監査の対象となっている。その方法には、漁場での監視、漁獲及び曳航時の独立オブザーバー配置、AFMA 契約者による尾数カウント、重量サンプル時の監督を行う、取り上げられた魚の監査を行う等、その他多くある。40 尾サンプル制度を含めたプロセスは、長年使用されており、よく整理されているようである。レビューの結論として、業界の規制は明白な異常性や誤った報告による過剰漁獲の意図は見られず、厳しくよく管理されたプロセスであると言える。” (3 ページ)

それゆえに、我が方はコンプライアンスの欠如として対処していない。

- (2) このように述べるのは、オーストラリアは、管理システムの改善に常に注意を払っていると強く確信しているからである。統計学者からなる独立専門家グループ及び漁業専門家による大規模なシステムのレビューを 2005 年に実施した。この報告書は、AFMA のウェブサイトですぐ入手可能であり、当面の間公開される。また、CCSBT パネルによるレビューも歓迎するところである。現実的な提案であればいかなるものでも検討する。
- (3) 日本の提案は、まぐろの成育に対する誤解が元になっていると思われる。割当魚種であるまぐろの蓄養の成功の鍵は、死亡率と魚に対するストレスの最小化である。高い漁獲コストのかかる割当魚種の蓄養における最重要なインセンティブは、品質の向上であり、それは魚にストレスを与えることの反対である。
- (4) 漁獲と曳航をオブザーブするために、独立会社から国際オブザーバーを迎えていることを、改めて指摘したい。
41. 上記に加え、オーストラリアは以下の点を指摘した：
- オーストラリアの蓄養管理システムのさらなる改善に資する日本による一連の可能なオプションについて、意見を述べたい。すべての段階

において、概ね導入済みであるか、または同等の措置を講じようとしていることを記憶に留めて欲しい。

- 管理の課題として日本が提起したことは、曳航時における死亡率、日本の指名したパネラーがパネルに出した曳航時における体重減に関するシナリオ及び現行の体重サンプリングシステムの代表性についてである。
- 曳航時の死亡率について – オブザーバーデータが、現実にオブザーブされている曳航における死亡率が、そうでない場合より低いことを示していることに言及したい。リスク評価の手法では、このことは一般にさらなる管理を必要としないことを意味する。しかしながら、我々は常に管理システム改善のための提案を歓迎している。
- 現行の体重サンプリングシステムの代表性について – 日本が述べたように、日本の指名したパネラーがパネルに出した曳航時における体重減に関するシナリオは評価される必要がある。これについて、オーストラリアは実施済みであり – シナリオはピアレビューされている。スタンフォード大学のトレバー・ヘイスティ教授によるレビューが、SAG と科学委員会に際し文書化された。ヘイスティ教授は、日本の指名したパネラーがパネルに出した曳航時における体重減に関するシナリオは、体重サンプリングの問題においては不適切であるとした。この他のピアレビューは提出されていない。
- それにもかかわらず、オーストラリアはステレオビデオ技術のさらなる開発を約束し、導入を願っている。この先進的な技術への投資は 2001/02 年から着手し、来漁期まで継続する。ステレオビデオに関する成果物は、その進捗を 2005 年レビューとして AFMA ウェブサイトで公開していることを含め、引き続きすべての者が確認できるよう公開して参りたい。
- かかるシステムが導入されれば、現行の 10kg 魚ルールはもはや必要がないことを意味するというのが独立専門家の結論であることを強調したい。このルールは、体重サンプルからすべての 10kg 未満魚を除外するものである。独立専門家の計算によれば、上に振れる(UPWARDS)バイアスは平均で 2-3% であり、小型魚がよく見られる漁期の初期においては 10% に達するとのことである。
- 曳航時における潜在的な体重減について。我々は管理改善のいかなる提案も歓迎する。パネル報告書には体重サンプル前の曳航期間中にかなりの給餌がなされると記述されていることに言及したい。魚が曳航時においても体重を増すことは可能性があることであり、このことは評価される必要がある。
- 日本による提案の第一は、ソナーによって海中のバイオマスの測定を試みるということであった。オーストラリアの海洋研究者は、長年にわたりまぐろのためのシステム開発に取り組んできた。問題は、この手のソナーシステムのほとんどが、うきぶくろを有する魚を測定するものであることである – まぐろはうきぶくろを有さない。日本による SBT 若齢魚の音響調査が示すように、多くの現実的な問題がある。さ

らには、曳航時やまき網時においては、測定に船外の魚を含んでしまうこと、漁獲後に個々の魚が海中において群れではなくランダムに泳いでしまうことなどの問題が加わってしまう。ではあるが、我々としては、より詳細に評価してまいりたい。

- 日本は、漁獲用または曳航用の漁網に小型のまき網を入網し、体長及び体重のサンプリングのために何尾かの魚を確保するという別の手法を提案している。オーストラリア大湾の真っ直中において曳航中のまぐろ中に漁網を入れることは、危険なだけでなく、魚へストレスを与えることになる。最初の取りあげがその他の魚にストレスを与えるので、蓄養業者は現在一つのいけすから取りあげ続けるようになったのである。
 - また、日本は、漁場におけるタギングの可能性について提案した。問題は、文献を通じて明らかなように、魚にタグを装着した途端、成長は鈍化し行動が変化するということである。本件は、パネルの協議においても提案されたが、勧告としてパネル報告書には記載されなかった。
 - 現在のものは専門家による推定のシステムである。そのシステムは、測定されるのと同じく、概して曳航用いけす中の最終総トン数に非常に近いものである。最近のレビューに示したところである。
 - ダイバーによる海中でのすべての魚へのタギングについて-それにより意味のあるデータが提供されるか否かはさておき、現実的ではないと考えている。魚体の特定の部位にタグを装着する必要があるばかりか、魚は 100cm/sec という 1 秒あたりに体長と同じだけ動くのである。
 - 繰り返しになるが、日本によるモニタリングの改善へのアプローチは歓迎したい。おおくのアイデアが評価に値し、オーストラリアにおいて既に取り組んでいることに加える価値がある。それらのすべてが、現実的であるか否かについて評価する必要がある。現実的でないとなれば、我々はなお代替案を再検討するようメンバーに働きかけ、ポートリンカーンに出向き直にそれらの手法を評価したい。
42. 日本は、利用可能なデータの考察から得られた蓄養レビューパネルの見解には相違が存在するとした。このことは、3つの理由に起因する可能性を示唆している。:
- 任務に対しパネリストの技量が十分ではなかったのか;
 - 分析に必要な十分なデータが得られなかった;または
 - いくつかのデータがレビューに利用できなかったのか?
43. 日本の見解では、蓄養レビューレポートの統計的分析をレビューしたヘイスティー教授は、行われた作業が不十分と結論付けたのではなく、決定的な結論を引き出すことができないことに通じるデータの不足があったとしたというものである。日本は、文書 CCSBT-CC/0610/06 から、“バイアス 1 [40 尾サンプルの推定にバイアスがある] の推定を行うためには、理想的には生簀内の全重量が測定された例が必要だが、その情報はない。”及び“バイアス 2 [曳航中の体重減] の推定を行うためには、漁

獲時の測定値が必要だが、その情報はない。”という部分を引用した。このことは、蓄養場の情報を収集するための新しい措置及び漁獲時に個別の魚に焦点をあてることの理由の一つである。蓄養事業の管理強化は他の地域漁業管理機関においても国際的な趨勢である。

44. 日本も、蓄養業者がストレスと成長率への起こり得る影響を最小に留めることを重要視していることは承知している。しかしながら、CCSBTの科学プロセスは、“すべての年において、タグの被装着魚の死期が早くなるなどの否定的な影響は報告されていない”(第11回科学委員会報告書、パラグラフ102)、またタギングによるストレスはあまり重要な問題ではないとしていることに言及したい。
45. 科学的プロセスが新たなサンプリングの方法論とより多くの確実性を与える十分なデータを開発しうるのであれば、科学的にも統計学的にも受け入れ可能なものとなる。こうした観点から、蓄養事業における100%のタギングが導入されないのであれば、蓄養に供せられる表層漁業による漁獲量を算出するためのサンプルサイズの適切なレベルは科学委員会で合意されなければならない。
46. オーストラリアは日本のコメントに対し以下のとおり回答した:
 - データの問題については、オーストラリアはレビューに73のデータセットを提供した。データ名、データの提供者及びデータセットの提供日は、蓄養レビュー報告書に表として取りまとめられている。日本市場のレビューでは、オーストラリアが理解するところでは、一つのデータセットが日本から提供されただけであり、パネラーはウェブサイトや新聞から公になっている入手可能な情報を探し出す必要があった。それにもかかわらず、これらのデータは日本市場に非常に多くの過剰漁獲があったことを示した。このように、蓄養レビューへのデータ提供が欠如していたのではなく、市場レビューの方に問題があったのである。
 - ヘイスティー教授による蓄養レビューのピアレビュー(CCSBT-CC/0610/06)は、蓄養レビューの7章及び4章について論じている。40尾サンプル及び成育に関する議論について、氏は、伏見教授と山川博士による分析を説明、極端に複雑な分析であると指摘の上で、“この複雑な手法の各ステップは事実とは思えない非常に強い仮定に基づいている。仮定が事実であったとしても、各ステップで得られる推定値は不確実性を有するが、当該不確実性は完全に無視されている。その上、ステップは、それぞれの年においてバイアスの推定値を求めるために組み合わせられている。大半の構成要素が信頼できないので、報告された結論について信頼することはできない。できたとしても、結論は標準誤差のないバイアスの推定値は無益ということである”。
 - まき網船から蓄養いけすまでの魚の曳航に関する問題について。オブザーバー報告、漁船から曳航船までの魚の移送に関する文書及びその他のデータといったすべての文書を、パネルは利用できた。それにより、パネルは、業界がよく規制されているという結論で一致した。

- ジョン・ハンプトン博士(SPC OFP 代表)による魚の状態(体長/体重)に関するタギングの影響を明らかにした研究は、国際的なリアビュージャーナルに掲載された。すなわち、魚へのタギングは、蓄養のような状況下では、魚にとって有害と見なされうる成長と状態へのマイナスの影響が現れる。
 - 蓄養場における成長率に関する日本のコメントについて。蓄養レビューパネルは、みなみまぐろに関する成長率の情報を提供している、また、我が方は、様々な魚種のみならず飼育されているほ乳類について、同等の規模で成長に関する多くの実例を引き合いに出すことも可能である。
 - 我々はここで些末なことについて話をするつもりはない。日本市場レビューから 21 年以上にわたり 180,000 トンの過剰漁獲があったとする推定がある。これは、市場への上場量の市場外販売量の比として 85% という数字に基づいているが、我々としてはこの割合は高すぎると考えている。日本市場における 180,000 トンの魚について憤慨、衝撃を受けている。この場において、単に表層漁業における過小漁獲あるいは過剰漁獲の可能性を検討するつもりはない。みなみまぐろ漁業は非常に深刻な IUU 問題を抱えている。IUU 漁業がもはや存在しないということを確認するためにすべてのメンバーに適用される統合 MCS システムを打ち出すために集ったのである。
47. 議長は、未報告漁獲量について深刻な懸念があること、緊急にこの問題について取り扱う必要があること、及び本会合の目的がそこにあると述べた。
 48. 日本は、コンプライアンスの確保には十分なデータが必要とされるとした。コンプライアンスの提案はすべての漁業が包含されなければならないと考えているが、前日の議論では、はえ縄漁業に焦点があてられていると感じられるとした。
 49. 8つの決議に提案した措置は、すべてのメンバーに適用するよう目論まれた統合的 MCS システムを発展させるものであり、それらの措置は、まき網、はえ縄、または竿釣で漁獲された魚か否かに注目するのではなく、すべての漁業に影響を与える。特定の漁法を選ぶ意図はないとした。
 50. これらの議論を踏まえ、オーストラリアは会合において具体的に議論するための改正決議案を提出した。メンバーは、決議案にある個々の問題に関する意見を述べた。
 51. 日本のコメント:
 - 決議案と条約第 8 条パラグラフ 3(b)との関連。
 - 何らかの方法によって蓄養活動を漁船登録へ包含すること。
 - 法律的に問題があるので、入港国による措置の決議は承認しないこと及び南アフリカ、インドネシア及びフィリピンにコメントの機会が与えられるまで議論を凍結する。

- ナショナルオブザーバーの活動は透明性の観点からパフォーマンスレビューによってチェックすることが可能であり、外国人オブザーバーは二ヶ国間取極めを通じて受け入れ可能。
 - DNA の取り組みについては、科学委員会が最初に試験的なプログラムを始動すべき。
52. 台湾は、決議案に盛り込まれたいくつかの事案については合意が見られず、不一致がない決議に焦点を絞るべきということが既に明らかであると指摘した。
53. オーストラリアは、決議は条約の条件に基づきメンバーを拘束しない限り、決議を通すことに意義はないとした。ニュージーランドは、過去の措置は漁業を危うい状況に陥れる不適切なものであったという見解を強く支持した。
54. 韓国は、決議にともない費用負担が発生しないことが関心事であるとし、CCSBT が検討する際に非常に重要なことであると述べた。
55. 議論を踏まえ、会議は、優先的に議論すべき以下の決議案を確認した：
- 個別魚タギングとともに漁獲証明制度(CDS);
 - 転載;
 - 国際オブザーバー計画 (IOP)及び
 - 漁船監視システム (VMS)
56. 残された決議案は、次回の年次会合の前に検討するというスケジュールを設けた行動計画で対処しうる。
57. 時間が限られていること及びその他の決議案について困難性を有するメンバーがあることをふまえ、CDS に関する決議案に限定して議論をすることとなった。決議案は、CDS の基礎として、すべての SBT に個別にタギングするという日本の提案を取り入れ修正された。
58. 本件の議論は、別紙 5 にある決議草案として決着した。当該文書は、CCSBT13 においてさらなる進展を必要とすることについて合意された。また、CCSBT13 において拡大委員会が検討するためのその他の優先順位の高い MCS 措置についての決議を文書化するため、CCSBT13 の初めの時期にワーキンググループを形成することも合意された。
59. 残された提案の必ずしもすべてが、CCSBT13 において拡大委員会によって検討されるために同様に進展をさせることが出来ないことが明らかになった。これらの提案を休会中の作業で進展させること及びその他の MCS 措置についてごく近い将来に進展を見ることを確保するため、CCSBT13 の会期中に作業予定を作成することが合意された。場合によっては、2007 年中に遵守委員会の特別会合が必要となるであろう。

議題項目 7. その他の事項

60. オーストラリアは、最後に追加したいとして:
- オーストラリアは、日本が提起した国連公海漁業協定と CCSBT のカバレッジについての法的なポイントに注目した。オーストラリアは、国連公海漁業協定と CCSBT 条約の日本の解釈を共有しておらず、同国が提案した措置導入の障害になるとは考えていないとした。
 - オーストラリアは、IUU 漁業に関し FOC 冷凍運搬船への転載行為に何度か介入したことがある。世界中に刺身用のまぐろを運搬している冷凍船が 77 隻存在しているという情報を持っている。55 隻がパナマ船籍となっている。これら船舶の実質的な船主は、委員会メンバーの国民か居住者という情報もある。オーストラリアとしては、FOC 冷凍運搬船は IUU 漁船によって漁獲されたまぐろの主要なルートとなっており、CCSBT 及び他の委員会がこれらの船舶への転載を管理することが可能となるよう、問題解決の手段を模索しているとした。
61. ニュージーランドは、両問題とも非常に重要であると強調し、オーストラリアの発言を支持した。
62. 日本は以下のとおり回答した:
- 国連公海漁業協定について、日本は、障害ではなく、むしろ地域漁業管理機関が別個に検討すべき問題であるとした。乗船検査については、洋上での乗船が不必要ということではなく、不適切な乗船に対する予防措置が講じられるべきとした。
 - 転載については、すべての国が問題の解決に向けて一致して作業できる実用的な措置を見いださなければならない。本件は、単に CCSBT 内部で解決することはできない。恐らく、ICCAT との関わり合いが必要となるであろう。加えて、現状では転載の管理にはオブザーバーが必須であるが、非常にコストがかかる課題である。転載の管理とモニタリングに関しより効果的な方法を考察しなければならない。
63. オーストラリアが開発しているステレオビデオシステムに関する日本からの疑問について、オーストラリアは以下のとおり回答:
- システムの補正と二つのカメラによる対象物のサイズを合成して推定するために利用するアルゴリズムが目盛りの必要性を解消しているため、日本提案に言及されたスケールボードは、ステレオビデオには必要がない。
 - ステレオビデオは、水の透明度、海況及びその他の条件を含む幅広い環境条件の下に、移送用トンネルに設置することについてのさらなる実用化試験が必要である。導入は数年後であろう。
 - カバレッジは 100% で検討。
 - オーストラリアとしては、漁船における漁獲の記録と海中の魚の測定に関するビデオ技術について、他のメンバーと協力することは喜ばしい。
64. 韓国は、遵守委員会の付託事項はこのような項目の議論についてふれていないとした。特に、付託事項は当該委員会に対し、IUU 漁業を具体的

に取り扱う権限を与えてはいないと述べた。これは重要であり、また他の地域漁業管理機関では、本件について具体的な対応をしている。韓国は、本件に関連したいくつかの議題項目が CCSBT13 における検討のためにリストアップされており、拡大委員会において本問題を提起したいとした。

議題項目 8 及び 9. 遵守委員会からの拡大委員会への報告及び拡大委員会への勧告

65. 報告書は議長による CCSBT13 の拡大委員会への報告のために採択された。

議題項目 10. 閉会

66. 会合は 2006 年 10 月 9 日午後 10 時に閉会された。

別紙リスト

別紙

- 1 参加者リスト
- 2 議題
- 3 文書リスト
- 4 日本の新たなみなまぐる漁業管理制度
- 5 貿易の有無にかかわらずみなまぐるのすべての漁獲を記録する漁獲証明制度の実施に関する決議案

参加者リスト
第 1 回遵守委員会
2006 年 10 月 8-9 日
日本、宮崎

遵守委員会議長

デービッド・ウッド 漁業省上席国際顧問

SC 議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境保護サービスコンサルタント

オーストラリア

ジョン・カリッシュ (代表者)	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
スティーブン・ロウクリフ	農漁業林省国際漁業政策担当官
ペニー・リチャーズ	外務貿易省法務部上席法務官
フィリップ・キンプトン	外務貿易省法務部上席担当官
トリッシュ・ストーン	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業上席管理官
ウィリアム・ストーリー	法務省国際法室法律官
マルコム・サウスウェル	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業管理官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
リチャード・リンゼイ	AFE サリンググループ
アンドリュー・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル

漁業主体台湾

ホン・イエン・ファン (代表者)	行政院農業委員会副組長
シュウ・リン・リン	行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
イン・ホー・リウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営 委員会会長
ウェン・ジュン・シェウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営 委員会主任委員
クワン・ティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

日本

山下 潤 (代表者)	水産庁資源管理部遠洋課長
勝山 潔志	水産庁資源管理部国際課国際交渉官
坂本 孝明	水産庁資源管理部国際課課長補佐
長谷川 裕康	水産庁増殖推進部漁場資源課課長補佐
桑原 智	水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
成澤 行人	水産庁資源管理部遠洋課かつお・まぐろ漁業企画官
晝間 信児	水産庁資源管理部国際課
渡辺 英人	外務省経済局漁業室
魚住 雄二	遠洋水産研究所業務推進部長
伊藤 智幸	遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室主任研究員
境 磨	遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室
石川 賢廣	日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長
中村 正明	日本かつお・まぐろ漁業協同組合顧問
三浦 望	日本かつお・まぐろ漁業協同組合国際部
本山 雅通	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
橋爪 一彰	経済産業省農水産室

ニュージーランド

スティーブ・スチュアート	漁業省上席研究官
フィル・カー	漁業省上席研究官
ブルース・マッカラム	在日ニュージーランド大使館
アーサー・ホーア	漁業省上席漁業管理官
アンドリュー・ジェンクス	外務貿易省法律顧問

大韓民国

キュー・ジン・ソック (代表者)	海洋漁業省国際協力局研究官
------------------	---------------

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド	事務局長
宮澤軌一郎	事務局次長
ボブ・ケネディー	データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

議題
第 1 回 遵守委員会
日本、宮崎 2006 年 10 月 8 - 9 日

- 1 開会
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 代表の紹介
 - 1.3 議題の採択
 - 1.4 会議のアレンジ
- 2 遵守委員会付託事項
 - 2.1 委員会の機能
 - 2.2 手続規則
- 3 措置の状況
 - 3.1 事務局からの報告
 - 3.2 加盟国及び協力的非加盟国からの報告
- 4 遵守委員会の必要情報
 - 4.1 加盟国の報告の内容と書式
 - 4.2 加盟国の報告の提出とタイミング
- 5 措置の遵守に関する評価
 - 5.1 国別割当量の遵守
 - 5.2 月別漁獲報告
 - 5.3 貿易情報スキーム
 - 5.4 許可船リスト
 - 5.5 科学オブザーバー計画
 - 5.6 海鳥緩和措置
- 6 今後の作業計画
- 7 その他の事項
- 8 遵守委員会の拡大委員会への報告
- 9 拡大委員会への勧告
- 10 閉会

第 1 回遵守委員会
文書リスト

(CCSBT-CC/0610/)

01. Draft Agenda
02. List of Participants
03. Draft List of Documents
04. (Secretariat) Compliance Committee Management Measures
05. (New Zealand) Strengthening the compliance regime
06. (Australia) Peer Review of the '*Report of the Independent Review of the Australian SBT Farming Operations Anomalies*'
07. (Australia) Overview of a proposed new CCSBT compliance framework
08. (Australia) Proposal to convert the CCSBT trade information scheme into a catch documentation system
10. (Australia) DNA sampling proposal for the SBT fishery
11. (Australia) Implementation of a centralised vessel monitoring system for the CCSBT
12. (Australia) Implementation of an enhanced CCSBT international observer programme
13. (Australia) Amendments to the CCSBT vessel register
14. (Australia) Adoption of transshipment protocols for the SBT fishery
15. (Australia) Implementation of boarding and inspection regimes for the CCSBT
16. (Australia) Adoption of port state measures for the CCSBT
17. (Japan) Proposal to implement tagging requirement on each SBT caught
18. (Japan) Proposal on management measures on SBT farming

(CCSBT- CC/0610/SBT Fisheries-)

Australia	- Australian's Annual Review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
Fishing Entity of Taiwan	- Review of Taiwan's SBT Fishery of 2004/2005
Japan	- Review of Japanese SBT Fisheries in the 2005 Fishing Season
New Zealand	- Review of New Zealand SBT Fisheries
Republic of Korea	- Review of Korean SBT Fishery

Republic of the Philippines - 2006 Philippine Report to CCSBT
South Africa

(CCSBT- CC/0610/Rep)

01. Report of the Twelfth Annual Meeting of the Commission (October 2005)
02. Report of the Sixth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group
(February 2006)
03. Report of the Special Meeting of the Commission (July 2006)
04. Report of the Seventh Stock Assessment Group Meeting (September 2006)
05. Report of the Eleventh Meeting of the Scientific Committee (September 2006)

日本の新たなみなみまぐろ 漁業管理制度

(2006年4月1日施行)

新制度概要

漁業者に対して

国別割当を漁船別に割当(IQ)

採捕したSBTへのタグ装着義務づけ

8港の水揚げ港の指定(水産庁漁業監督官による全量検査)

買い人と販売者に対して

上記 及び に違反して採捕したSBTの取得、所持、販売

及び購入を禁止

罰則について

2年以下の懲役、最高50万円以下の罰金又は停泊命令

旧制度から引き続き実施している 管理制度

- ・ VMS
- ・ オブザーバー
- ・ 取締船の派遣
- ・ RTMP

国別割当を漁船別に割当(IQ)

- ・ 2006年漁期は142隻の漁船に割当(混獲枠を含む)。
- ・ 割当は、2005年においていかなる漁業法令にも違反しなかった者に対して行われる。
- ・ 新しい規則に違反した者には以降5年間割当を行わない。
- ・ 割当の移行については同一の会社間(数隻)でのみ可能。

8港の水揚げ港の指定



8港の水揚げ港の指定

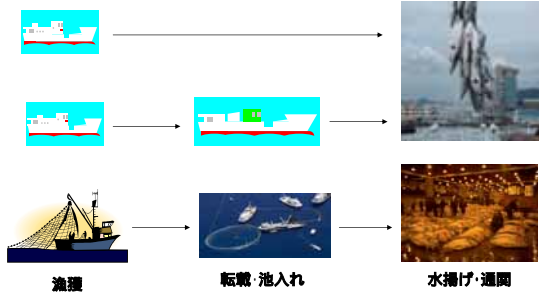
- ・陸揚げに際しては、水産庁漁業監督官がすべてのタグ及び重量を確認。
- ・この8港は、過去5年報告されたSBTの水揚げを100%カバーするもの。
- ・指定港以外の陸揚げは、違法であり、漁業者と買い人はともに罰せられる。

新制度の実施状況

- ・水産庁は、ウェブサイトを通じるなどして新制度を公表し、新聞もこのニュースを報道した。
- ・本年9月上旬に京浜地区及び静岡地区のまぐろの買い人及び販売業者に新制度について説明会を実施。
- ・8月19日に初めてタグの付いたSBTが水揚げされた。10月3日までに33隻分、総計で約480トンが水揚げされ、水産庁漁業監督官によって全量が検査された。
- ・漁業者の報告と検査の結果は整合している。

タグ制度導入の提案

漁獲物の動き



タグ制度の目的

タグとともに、漁獲から水揚げ・取りあげ・輸出・輸入まで、すべてのSBTの流れをモニターすることを通じて、経済的な方法で、更なる遵守と正確なデータ収集を達成すること。

目的達成のための必須事項

- ・すべてのSBTが、漁獲後速やかにタグを装着され、体重・体長を測定されること。
- ・転載(運搬船へ)・活け込み(蓄養いけすへ)の際の量と尾数をタグにより正確に把握。
- ・陸揚げ・取りあげ、輸出及び輸入時に、SBTの量と尾数を検査・モニター。

おわり

貿易の有無にかかわらずみなまぐろのすべての漁獲を記録するための
漁獲証明書制度の実施に関する決議案

(第13回年次会合における採択のために - 2006年10月10-13日)

貿易の有無にかかわらずみなまぐろのすべての漁獲を記録するための 漁獲証明書制度の実施に関する決議案

みなまぐろの保存のための拡大委員会は、

資源の長期的持続性の確保のために、拡大委員会の保存及び管理措置に対する遵守の改善に資する監視、管理及び取締の統合的パッケージを拡大委員会が採用しようとする意志に留意し、

世界のみなまぐろ漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締措置の必要性を想起し、

委員会が、その管轄権の下、みなまぐろ貿易の監視を通じ、より正確で包括的なデータを収集するための統計証明スキームを 2000 年 6 月 1 日に導入したことに留意し、

さらに、統計証明スキームはみなまぐろの国内消費と取引を適切にカバーしていなかったことに留意し、

みなまぐろの漁獲から販売まで、個々の漁獲を追跡する包括的かつ効果的な漁獲証明制度の採択が、委員会の機能を改善することを考慮し、

みなまぐろ保存のための条約第 8 条パラグラフ 3(b)に従い、以下のとおり合意した。

1. 委員会は、以下を考慮し、貿易の有無にかかわらず、漁獲された個々のみなまぐろを記録する漁獲証明制度の開発し、実施しなければならない
 - CCSBT 12 において合意された CDS の原則。
 - 他のまぐろ類地域漁業管理機関と調整する必要性。
 - CDS の基礎としての個別魚タギングの実用性 (原産地証明)¹。
2. メンバーと協力的非加盟国は、第 14 回委員会年次会合前の会期間会合において、漁獲証明制度の詳細を最終化しなければならない。委員会は当該年次会合において合意された制度を承認しなければならない。漁獲証明制度は 2008 年 1 月 1 日から実施されなければならない。
3. 漁獲証明制度は、転載、輸入、輸出、再輸出及び国内販売の間を含め、すべてのメンバーと協力的非加盟国によるすべてのみなまぐろの漁獲、水揚げ及び貿易に対して適用されなければならない。
4. 漁獲証明制度は以下の要素を含まなければならない。

¹最初の取り組みとして、2007 年 7 月までに、事務局が提案を作成することが依頼された。

- (i) 漁獲証明制度は、捕獲から販売まで、すべてのみなまぐろの漁獲、陸揚げ、販売及び貿易の流れ（転載、輸入、輸出、再輸出及び国内販売を含む）を追跡しなければならない。
- (ii) すべての漁獲証明書の写しは、適当な期間で、委員会事務局及び旗国/漁業主体へ同時に提出されなければならない。
- (iii) 輸入、輸出、再輸出及び国内水揚げされるみなまぐろの積荷には、メンバー又は協力的非加盟国の政府が認めた職員による完全かつ有効な署名及び押印がなされた漁獲証明書が添付されなければならない。
- (iv) すべての原本は、当該メンバー又は協力的非加盟国によって保管され、照合、分析及び検証ために定期的に事務局へコピーが提出されなければならない。
- (v) 完全かつ有効な漁獲証明書が無いみなまぐろは、不法漁獲と見なされ、輸入、輸出、再輸出及び国内市場での販売は禁止されなければならない。
- (vi) 漁獲証明制度は、漁獲証明書が、その正当性を確認するために、メンバー及び協力的非加盟国の政府が任命した職員によって、いつでも検査されるという要件を含まなければならない。
- (vii) 漁獲証明制度は、成育用いけすから取りあげられた後の魚を含まなければならない。